

4 完了実績報告の手続き

4. 1 完了実績報告の方法

完了実績報告の際は、グループが本事業の要件やグループで定めた共通ルール等、本業の必要事項への適合していることを確認のうえ、受付期間「マニュアル第1章3. 4 補助金交付申請及び完了実績の提出期限」内において、随時WEB申請を行ってください。郵送等は受け付けておりません。WEB上での申請のみとなります。

※入力もれや必要書類のアップロードに不足がある場合は申請出来ませんのでご注意ください。

※完了実績報告内容が手続きマニュアル等に従っていない場合、重大な不備がある場合、記述内容に虚偽、または提出書類に改ざん等不正行為が認められた場合など要件に適合していないと認められた場合は、実施支援室は審査を中止し、その旨をグループ事務局に連絡します。

※報告後、審査における修正指示への対応が著しく遅い場合は交付申請を取り下げさせていただくことがありますので、ご注意ください。

4. 2 完了実績報告書の提出書類

(1) 補助事業者(施工事業者)は、「実績報告ツール」を使用して当該住宅の契約形態(請負契約または売買契約)による区分に応じ、情報の入力や提出書類①～②を完了実績報告住宅毎にアップロードしてください。

(2) グループ事務局は、補助事業者が入力した情報や提出された①～②に不足、入力もれが無いか、本事業の要件及びグループの要件に適合しているか等を確認し、完了実績報告をWEB上で行ってください。入力やアップロードはグループ事務局もサポートできます。

(3) ①～②以外に実施支援室が確認に必要と判断した書類については審査時に提出していただくことがあります。

(4) 提出書類は実施支援室が求めたもの以外の変更はできません。アップロード時はお間違いの無いよう再度ご確認ください。

※完了実績報告は、事業完了後 原則1ヶ月以内、かつ完了実績報告提出期限までに行ってください。

(事業完了：工事が完成(検査済証交付日)し、契約に基づく工事費全額が精算された時点)

* R3からの変更

・地域型住宅グリーン化事業 補助金完了実績報告書：申請ツール入力のみ

・三世代同居加算：工事完成写真は廃止。

・地域材加算：事業者認定書、木材証明書、納品書等は廃止。

補助事業者による「地域材に関する確認書」提出(新規)

【アップロードする書類等一覧（提出書類等一覧）】

番号	WEB上からダウンロードしたものに押印しアップロードする書類等 ◆次の①～⑤は以下の手順で作成したものを提出していただきます。 WEB上で必要事項を入力→ダウンロード→内容確認のうえ押印等 →アップロード	摘要欄	
		請負	売買
①	令和4年度地域型住宅グリーン化事業共同事業実施規約	△	●
②	耐震要件に関する同意書	—	●
③	建築士による工事内容確認書（耐震・ZEH水準・認定） ・耐震性能 ・ZEH水準 ・認定低炭素住宅	○	○
④	建築士による工事内容確認書（加算） ・三世帯同居加算 ・バリアフリー加算 ・地域住文化加算	○	○
⑤	地域材に関する確認書	○	○
補助事業者が準備するもの			
⑥	売買契約書	—	●
⑦	対象住宅の着工直後の現地写真	—	●
⑧	要件に係る工事の変更に関する工事請負契約書等 ※変更に伴う工事請負契約書等は必ず完了実績報告時に提出すること	△	—
⑨	工事請負契約や売買契約に基づく「支払い記録」（⑧の変更分を含む） （支払い記録：領収書及び送金伝票等の写し）	●	●
⑩	対象住宅の工事完了後の現地写真	●	●
⑪	検査済証の写し	●	●
⑫	低炭素建築物新築等計画住宅 認定通知書の写し	●	●
⑬	一次エネルギー消費量計算（4頁）の写し （認定申請時の所管行政庁の受付印、又は、指定確認検査機関の受付印があるもの）	●	●
⑭	変更に係る低炭素建築物新築等計画住宅 認定通知書の写し （変更に係る認定申請を行った場合）	○	○
⑮	低炭素建築物新築等計画に基づく 工事完了報告書の副本の一式の写し （行政庁への提出義務があり、所管行政庁の受付印がある場合）	○	○
⑯	③、④の工事内容確認を行った建築士の建築士免許証の写し	○	○
⑰	確認申請の完了検査を申請した際の設計図書、または、認定申請の際の設計図書 ※設計図書・・・配置図、平面図、立面図4面 ※所管行政庁の受付印、又は、指定確認検査機関の受付印があるもの	●	●
⑱	耐震・性能確認資料	○	○
⑲	ZEH水準・性能確認資料	○	○

⑳	バリアフリー加算・性能確認資料	○	○
㉑	地域住文化加算・要件確認資料	○	○
買主が準備するもの			
㉒	買主の印鑑登録証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） 共同事業実施規約や耐震要件に関する同意書に実印を使用した場合 等	—	○

(摘要欄の凡例)

●：必須書類

○：該当する場合に必要となる書類

△：交付申請時から変更がある場合

—：該当なし

⑱～㉑ 後述参照